

令和8年度 認定こども園・保育所 入 所 案 内

令和8年度 利用申込書類の受付期間

教育利用（1号認定）

私立：令和7年10月1日(水)～10月7日(火) 9時～16時

公立：令和7年10月1日(水)～10月3日(金) 9時～15時

- ・継続入所の方も、毎年申込みが必要です。
- ・各園で書類が異なりますので、入所を希望する認定こども園で申込書類をお受け取りください。
- ・申込先は、入所を希望する認定こども園です。

保育利用（2・3号認定）

【1次募集】

令和7年10月14日(火)～10月27日(月)

(土・日曜日を除く平日8時30分～17時15分 ※火曜日のみ19時15分まで)

- ・継続入所の方も、毎年申込みが必要です。
- ・令和8年度の途中入所（育児休業明けなど）の方は入所予約ができますので、この期間に申し込んでください。
- ・保育の利用調整は受付順ではありません。保育の必要性の高い方が優先されます。
- ・受付期間以降も随時受け付けますが、期間内に申し込まれた方から調整していきます。

【申込方法について】

上記1次募集期間のみ、郵送での申込みも受け付けます。郵送の場合は、こども教育課へ連絡の上、書留等の追跡可能な方法で郵送してください。書類到達後、こども教育課から書類受理の連絡をいたします。(10月27日(月)必着)

- ・オンライン申請でも申込み可能です。

加東市外の認定こども園・保育所等に申込みをされる方へ

- ・加東市外の認定こども園・保育所等に入所を希望される場合も、加東市への申込みが必要です。
- ・市区町村ごとに申込期間が異なりますので、入所を希望する施設所在地の市区町村に、申込期間・必要書類等を確認の上、申込期間内に加東市で申し込んでください。

(保育利用の) 受付場所・問い合わせ先

加東市教育委員会 こども未来部 こども教育課

電 話 0795-43-0546 / F A X 0795-43-0559

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地（加東市役所4階）

◇ 施設一覧 ◇

●・・・利用可能

区分	公立／私立	施設名	所在地	電話番号	入所年齢 ※2				定員(人) 認定こども園は 教育・保育合計 人数	休日保育
					教育利用			保育利用		
					※1 3歳	4歳	5歳			
認定こども園	私	①泉こども園	西垂水 105	42-0100	●	●	●	生後 6 か月～	90	
	私	②正覚坊こども園	上田 842-2	42-2692	●	●	●	生後 6 か月～	95	
	私	③東古瀬こども園	東古瀬 634-2	42-1078	●	●	●	生後 6 か月～	75	
	私	④三草こども園	上三草 160	42-0677	●	●	●	生後 6 か月～	95	
	私	⑤たきの愛児園	上滝野 1170	48-2090	●	●	●	生後 8 か月～	100	
	私	⑥加茂こども園	北野 235-1	48-5000	●	●	●	生後 8 か月～	100	
	私	⑦河高こども園	河高 2116	48-2398	●	●	●	生後 8 か月～	80	
	私	⑧高岡育児園	高岡 912-2	48-2624	●	●	●	生後 6 か月～	75	
	私	⑨東条こども園	掎鹿谷 263-1	47-1601	●	●	●	生後 6 か月～	100	
	私	⑩秋津こども園	秋津 940-4	47-0745	●	●	●	生後 6 か月～	56	
	公	⑪加東市立加東みらいこども園	山国 2001-1	42-4150	●	●	●	生後 3 か月～	288	●
保育所	私	⑫椿山保育園	山国 1559	42-6001				生後 3 か月～	70	
	私	⑬さくら保育園	岡本 1572-7	46-0415				生後 6 か月～	50	●
	私	みやま保育園(広域入所)※3	小野市中谷町 200-2	(0794) 67-0158				生後 3 か月～	40	

※1 3歳の誕生日を迎えた翌月1日から「満3歳児」としての入園を受け入れています。(定員に空きがある場合のみ)

※2 令和8年度のクラス年齢は以下のとおりです。年度の初日の前日(3月31日)の満年齢で決定します。

※3 申込期限等を小野市の保育担当課へ確認の上、申し込んでください。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和7年4月2日～
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

令和8年度中に小規模保育事業所の運営を開始する予定です。

小規模保育事業所では、0～2歳児を対象に、家庭に近い環境のもと、きめ細やかな保育を行います。

入所案内についての最新情報は加東市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。



各種様式は加東市ホームページからダウンロードできます。

(加東市HP 申請書ダウンロードサービス)



保 育 所 ・ 認 定 こ ど も 園 に つ い て

○保育所・・・・・・・・・・保育が必要な子どもを保育することを目的とする児童福祉施設です。

○認定こども園・・・・保育所と幼稚園それぞれの機能をもつ施設です。

それぞれの施設の共通点及び異なっている点は、次のとおりです。

	保育所	幼保連携型・保育所型認定こども園	
施設名 (市内)	椿山保育園 さくら保育園	泉こども園 正覚坊こども園 東古瀬こども園 三草こども園 たきの愛児園 加茂こども園 河高こども園 高岡育児園 東条こども園 秋津こども園 加東みらいこども園	
		保育利用	教育利用
入所 対象者	親の就労等の理由で保育が必要な子ども 2号認定子ども（満3歳以上） 3号認定子ども（満3歳未満）		教育を希望（親の就労等の条件なし） 1号認定子ども（満3歳以上）
預かり 時間	■保育標準時間 最長11時間 ※時間帯の設定は施設によって異なる ■保育短時間 最長8時間 ※時間帯の設定は施設によって異なる		■教育標準時間 ※時間帯の設定は施設によって異なる ※教育時間前後の「幼稚園型一時預かり事業」 あり
休所日	日曜日・祝日 年末年始（施設によって異なる）		土・日曜日、祝日 長期休み（春・夏・冬休み）（施設によって異なる）
給食費	0～2歳児：主食費・副食費どちらも保育料に含む 3～5歳児：主食費・副食費どちらも保護者負担		主食費・副食費どちらも保護者負担
保育料	0～2歳児：国の基準に基づき市が決定（11階層） 3～5歳児：無償		無償
入所までの 流れ	「保育施設等の利用申込書」に希望する施設名を記入し、「教育・保育給付認定申請書」と必要書類等を添えて、こども教育課に申込み。 （1次募集 R7年10月） ↓ 提出された申請書等の内容を確認し、市が保育認定（2号・3号認定）と入所先の調整を行う。 ↓ 1次募集利用決定・市から内定通知書等を送付（R7年12月下旬～R8年1月上旬予定） ↓ 2次募集（R8年1月5日～1月9日） ↓ 2次募集利用決定・市から入所承諾書等を送付（R8年2月中旬予定） ↓ 入所説明会等 ↓ 入所		申込書を記入し、「教育・保育給付認定申請書」等を添えて、施設に直接申込み。 ※申込書は施設によって異なる。 （R7年10月） ↓ 施設から入所の内定（選考方法は施設によって異なる） ↓ 市が1号認定を行う ↓ 入所説明会等 ↓ 入所
担当課	加東市教育委員会こども未来部こども教育課（庁舎4階）		

令和8年度 認定こども園・保育所の利用について ～申し込む前に必ずお読みください～

（１）教育・保育給付認定について

幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育事業など（以下「保育所等」）を利用する場合は、「子どものための教育・保育給付」の給付認定を受ける必要があります。

この「子どものための教育・保育給付」とは、保育所等の利用にかかる費用の総額から、保護者が支払う利用者負担額（保育料）を引いた残りの費用を、公費（国・県・市町村）で負担するものです。認定を受けた子どもへの給付として、その子どもが利用する施設に支払われます。

認定区分は次の３つに分けられ、利用できる施設が決まっています。

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	なし (保育は必要としないが、教育を希望。)	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上	あり (就労等「保育の必要な事由」に該当する場合。)	保育所 認定こども園（保育利用）
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満		保育所 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業

さらに、2号認定・3号認定は、保育時間により次のいずれかに区分されます。

保育標準時間	1日最長 11時間 利用可能 主にフルタイム就労を想定（1か月あたり 120時間以上 の就労）
保育短時間	1日最長 8時間 利用可能 主にパートタイム就労を想定（1か月あたり 48時間以上 の就労）

（２）保育の必要性の認定基準

次のいずれかの事由によって、父母（保護者）のどちらについても家庭において子どもの保育が困難な場合に、保育認定（2号・3号認定）を受けて保育所等への申込みができます。「下の子の育児が大変だから」、「集団生活に慣れさせたい」という理由だけの場合は、保育の利用はできません。

ただし、保育認定を受けても、保育所等の定員に余裕がない場合や、保育を必要とする状況等による選考結果によっては、入所できないことがあります。

保育が必要な事由		保育時間の認定
就労	一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。 ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。	就労時間による ⇒上記参照
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合 入所可能期間：出産予定日の8週間前から8週間後の間 ※ただし、終了日は実際の出産日から起算します。	保育標準時間

疾病・障害	病気、負傷、心身に障害がある場合	保育標準時間
介護・看護	同居又は長期入院等をしている親族の介護・看護にあたっている場合	保育標準時間
災害復旧	火災、風水害、地震等の災害復旧にあたっている場合	保育標準時間
求職活動	入所可能期間：最長3か月（期間内に就労証明書等の提出が無ければ認定取消・退所となります。）	保育短時間
就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	就学時間による
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間
育児休業中の継続利用	就労時から既に保育所等を利用しており、継続利用が必要である場合（新規入所の子どもは対象外）	保育短時間
その他	上記に類する状態にあるとして市が認める場合	申請内容による

（注1）保育の必要な事由がなくなったときは、認定取消・退所となります。

（注2）育児休業中の保育利用について

2・3号認定を受けて就労により保育所等を利用されている方が育児休業を取得される場合は、育児休業中の2・3号認定での継続利用の特例が認められます。ただし、雇用が継続されていること（育児休業給付金を受給されていること等）が条件となりますので、育児休業給付金支給決定通知書の写し等を提出していただきます。

保護者の方と職場で復帰の約束をされていても雇用契約が終了する場合は、その時点で認定取消・退所となります。

（注3）妊娠・出産の保育利用について

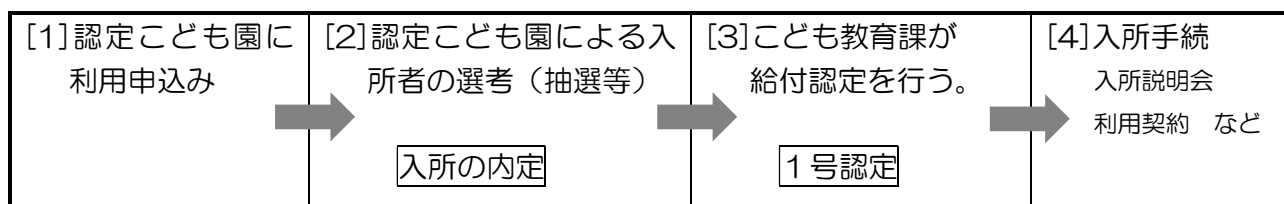
妊娠・出産を理由に入所された場合、原則、給付認定期間を超えて入所することはできません。期間満了後、別の理由により入所を希望される場合は、新たに利用申込みをしてください。利用調整の結果によっては、入所できない場合があります。

（注4）復職証明書の提出について

育児休業を終了し職場復帰を理由に入所される場合、復帰されたことを確認するために復職証明書を提出していただきます。証明書の提出がない場合や、証明書の記載内容に虚偽があった場合は、認定こども園・保育所等を退所していただいたり、保育に要した費用の全部又は一部について、加東市から返還を求める場合があります。

（3）入所手続きの流れ

教育利用（認定こども園）



認定こども園の教育利用（対象：1号認定子ども）での入所を希望される場合は、直接希望される施設へ申し込んでください。

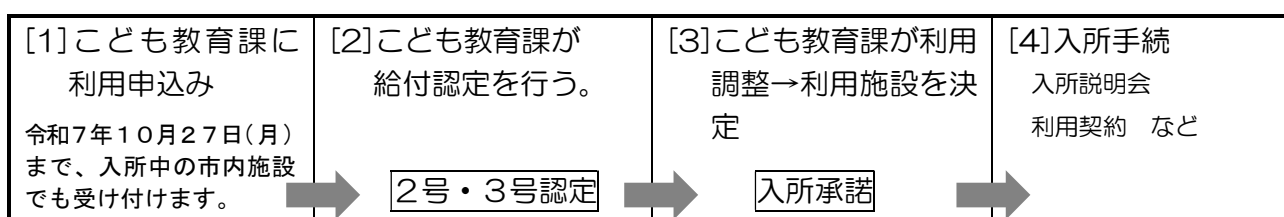
市外の認定こども園等への入所申込みについて

市外の幼稚園・認定こども園の教育利用での入所を希望される場合も、直接希望される施設へ申し込んでください。ただし、給付認定は加東市が行いますので、下記必要書類②及び③をこども教育課に提出してください。

必要書類 ※1つの施設を選んで申し込んでください。

書類名	新規入所	R7年度から継続利用
① 申込書（施設により異なる様式です）	○	○
② 教育・保育給付認定申請書	○	
③ 保育所等利用申込及び給付認定申請に関する確認書兼同意書	○	○

保育利用（保育所・認定こども園・小規模保育施設等）



保育利用を希望される方の利用調整及び決定は、住民票のある市区町村が行うこととなっています。ただし、市外の保育所等の利用調整は、施設が所在する市区町村が行います。

必要書類

書類名 ※印の書類は、お子さん1人につき1部ずつ必要です。	新規入所	転園希望	R7年度から継続利用
① 保育施設等の利用申込書 ※新規入所（転園希望）の方は、希望施設をすべて記入してください。10以上ある場合は欄外に記入してください。（記入した施設に必ず入れるとは限りません。）	○	○	
家庭状況書			
児童状況書兼健康状況申告書※			
② 教育・保育給付認定申請書	○		
③ 保育施設等の利用に係る現況届		○	○
④ 保育所等利用申込及び給付認定申請に関する確認書兼同意書	○	○	○
⑤ 保育の必要性を証明する書類等（7ページ参照）	○	○	○
⑥ マイナンバー（個人番号）の記載に係る必要書類（10ページ参照） ※窓口で提示してください。（郵送で申し込む場合は写しを同封してください。）	○		

提出先

新規入所※1、継続利用（市外園）の場合	こども教育課
転園希望、継続利用（市内園）の場合	現在入所中の市内施設 又は こども教育課

※1 新規入所を希望される方で、きょうだいが市内の保育所等に通っている場合は、きょうだいが通っている施設でも受け付けます。

|| オンライン申請について

保育利用の入所申込みをオンライン申請でも受け付けます。下記の①及び②全てに該当する方は、オンライン申請が可能です。

①申込時点で住民票が加東市にある方

②加東市内の認定こども園・保育所に入所希望の方

※申込時点で住民票が加東市にない方は、お住まいの自治体にお申し込みください。

※申込時点で住民票が加東市にある方でも市外の保育所等に入所を希望される場合は、オンライン申請による申込みはできません。こども教育課窓口にお申し込みください。

|| 出生前申込みについて（令和8年度から新設）

対象者 ①～③の要件を満たす方

①現在妊娠中であること（母子健康手帳の交付を受けていること）

②労働基準法に基づく産前産後休暇又は育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する予定であること

③入所希望年度中に、②の休暇又は休業後、すぐに現在の職場で復職すること

必要書類 ※オンライン申請では受け付けていません。こども教育課へ提出してください。
※仮申込みとなりますので、出生後に本申込みが必要です。

①保育施設等の利用申込書（出生前用）

②就労証明書※父母どちらについても必要です

③出生前保育所等利用申込に関する確認書兼同意書

④産前産後休暇・育児休業取得（予定）証明書

⑤母子健康手帳の写し（記名のある表紙と出産予定日が記載されているページ）

出生後の手続きについて

・出生後1か月以内に4ページ記載の必要書類を提出してください。（オンライン申請可）ただし、就労証明書については、記載内容に変更がない場合、提出不要です。

※オンライン申請をされる場合は就労証明書の添付を求められますので、あらかじめ就労証明書の写しを保管しておいてください。

・育児休業からの復職で申込みの場合、出生後、育児休業を取得していることがわかる書類（育児休業給付金支給決定通知書の写し等）が手元に届き次第、速やかに写しを提出してください。

※出生後4か月を経過しても提出がない場合は、決定が取消しとなり再度入所調整となる場合があります。

広域入所について

【市外の保育所等への入所申込みについて】

入所希望保育所等のある市区町村が、出生前申込みを受け付けている場合は、申込可能です。市区町村によって申込条件等が異なりますので、希望保育所等のある市区町村の保育担当課に必要書類や申込期限、申込条件などを確認の上、申し込んでください。

【市外から加東市の保育所等への入所申込みについて】

加東市に転入される場合のみ申込可能です。現在お住まいの市区町村にてお申し込みください。また、6ページに記載の加東市に転入することがわかる書類をあわせてお住まいの市区町村へ提出してください。

|| 広域入所について

市外の保育所等への入所申込みについて

転出予定、里帰り出産予定の方や勤務先の方面等で市外の保育所等を希望される場合も、加東市を通しての申込みとなります。

市区町村によって申込締切日や申込可能な条件等が異なりますので、希望保育所等のある市区町村の保育担当課に必要書類、申込条件などを確認の上、申し込んでください。

里帰り出産時の、 上のお子さんの 入所申込み	1か月単位の 入所	こども教育課へ申し込んでください。（現在保育所等に入所中の場合は、転園扱いになります。）
	必要な日だけ 保育所等を利用 したい場合	「一時預かり事業」の利用となります。希望の保育所等に直接お申し込みください。利用料は、直接保育所等へお支払いください。

市外から加東市の保育所等への入所申込みについて

加東市では市外に住民票がある方の直接の申込みは受け付けておりません。現在お住まいの市区町村にてお申し込みください。また、必要書類は現在お住まいの市区町村へお問い合わせください。

なお、締切日までに加東市に申込書類が届くよう早めに手続きをしてください。

加東市に転入される予定の方

加東市に転入される予定があり、加東市に転入することがわかる書類を提出された場合は、加東市内在住者と同様に利用調整を行います。下記の書類をあわせてお住まいの市区町村へ提出してください。

【加東市に転入することがわかる書類】

- | | | |
|--|----|---|
| <ul style="list-style-type: none">・賃貸契約書の写し・不動産売買契約書の写し・工事請負契約書の写し | など | } 左記のうち、加東市への転入時期及び
転入後の住所がわかる書類を提出して
ください。 |
|--|----|---|

ご実家に転居されるなどで上記の書類がない場合は、住所・転居先にお住まいの世帯主のお名前と生年月日・転入時期を記入した用紙（様式は任意）を別途添付してください。

また、加東市に転入後、再度加東市へ申込みが必要となりますので、あらかじめ申込書類のご準備をお願いいたします。

|| 1次募集及び2次募集終了後の申込みについて

各募集終了後も随時申込みを受け付けますが、募集期間内に申し込まれた方から調整を行います。調整終了後に募集終了後の受付分の調整を行います。

|| 令和8年4月以降の申込みについて

次の申込締切日までに必要書類等を提出してください。各月、申込締切後に利用調整を行います。オンライン申請の場合は、申込締切日の17時15分までとします。

各月申込締切日	各月申込締切日	各月申込締切日
令和8年 4月10日（金）	令和8年 8月10日（月）	令和8年12月10日（木）
令和8年 5月11日（月）	令和8年 9月10日（木）	令和9年 1月12日（火）
令和8年 6月10日（水）	令和8年10月13日（火）	令和9年 2月10日（水）
令和8年 7月10日（金）	令和8年11月10日（火）	

（４）保育の必要性を証明する書類（保育利用の場合 全員必要）

- ・申請の内容によって、必要な事項、使用する様式が異なります。父母（保護者）のどちらについても必要です。
- ・きょうだい２人以上の申込みをされる場合、複数提出の必要はありません。
- ・必要な添付書類が提出されていない場合は、利用調整時に不利になる場合があります。
- ・就労証明書等の内容で不明な点などがあった場合は、ご本人又は会社等へ電話で問い合わせる場合があります。

就労	雇用主がある場合 （会社員・公務員・パート・派遣社員等）	【使用様式】就労証明書 ※証明日が令和７年８月１日以降の証明書を提出してください。 ■育児休業明けから入所される方は、育児休業を取得していることがわかる書類（育児休業給付金支給決定通知書の写し等） ※１３ページのよくある質問 Q6 を参照してください。
	自営業 農業 内職	【使用様式】就労証明書 ※証明日が令和７年８月１日以降の証明書を提出してください。 ■申請者本人が収入を得ていることがわかる書類（無収入の労働は就労とみなしません。） ■給与明細書の写し等
妊娠・出産		【使用様式】申立書 ■母子健康手帳（記名のある表紙と出産予定日が記載されているページ）の写し
保護者の 疾病・障害	疾病	【使用様式】申立書 ■診断書の写し
	障害	【使用様式】申立書 ■身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し
介護・看護	【使用様式】申立書 ■身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し	
災害復旧	【使用様式】申立書 ■罹災証明書等	
求職活動	【使用様式】求職活動状況申告書 ■求職活動中であるとわかる書類 ※就職が決まり次第、就労証明書を提出	
就学	【使用様式】申立書 ■在学証明書・学生証の写し等	

（５）その他申込に必要な書類（該当者のみ必要）

次の事由に該当される方は、（４）の書類以外にも下記の書類を提出していただく必要があります。

生活保護を受けている方	生活保護適用証明書
母子・父子家庭の方	戸籍謄本の写し、児童扶養手当の証書の写し又は母子家庭等医療受給者証の写し
同一世帯に障害者がいる場合	次のうち所持しているものの写し (ア)身体障害者手帳 (イ)精神障害者保健福祉手帳 (ウ)療育手帳 (エ)特別児童扶養手当の受給を証するもの (オ)国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの

(6) 入所申込み後の手続きについて

※各種変更手続きの締切日は毎月20日です。

入所開始日は毎月1日、退所日は毎月月末となっています。

各種変更手続きの締切日は毎月20日（休日の場合は翌開庁日）となっており、手続きをした翌月初日から変更内容が適用されます。次の場合は、こども教育課で手続きをしてください。

状 況	提出書類	その他
①入所申込みを取り下げるとき	入所辞退届	入所前の手続き
②入所月を変更したいとき	入所変更申請書	入所前の手続き 変更する必要性が生じた場合は、分かった時点で速やかに手続きが必要。
③保護者の仕事が変わったとき	認定変更申請書 就労証明書	新たな就労先の就労証明書の提出が必要。
④保護者が仕事を辞めたとき	認定変更申請書	保育の必要性がない場合は、退所となりますが、求職活動をされる場合や教育利用に変更する場合は、こども教育課で手続きが必要。
⑤妊娠したとき		妊娠により仕事を辞める場合は、退所となりますが、産前産後期間の利用を希望する場合は、母子健康手帳を持参のうえ、こども教育課で手続きが必要。
⑥出産したとき 育児休業を取得するとき		育児休業給付金支給決定通知書の写し等、育児休業を取得することがわかる書類の提出が必要。
⑦家庭の状況が変わったとき (再婚・離婚等)		
⑧住所・連絡先が変わったとき		利用中の施設でも手続きが必要。
⑨修正申告等を行い、市町村民税額に変更があったとき	申告書等の写し	市町村民税額に変更があった場合は、税額の変更があった月の翌月からの適用となります。
⑩市外へ転出するとき (転出＝加東市での退所です)	退所届	転出後も引き続き利用する場合は、転入先の市町村窓口で教育・保育給付認定および入所申請手続きが必要。
⑪退所するとき		利用中の施設でも手続きが必要。



（７）給付認定区分の変更について

年度途中に給付認定区分の変更を希望される場合は、まず利用している施設へご相談ください。その後、こども教育課で手続きを行ってください。

ただし、近年の利用希望児童の増加を鑑み、２歳児クラスの給付認定区分の変更については次のとおりとします。

幼稚園部から保育園部

再度の利用調整となります。利用調整の結果、引き続きの入所ができない場合があります。

保育園部から幼稚園部

利用している施設で変更についての可否が決定されます。

（８）様々な保育サービスについて

延長保育	保育所等が設定する保育時間を超えて保育を利用した場合には、延長保育料が発生します。料金は各施設へ支払います。 【市内施設の延長保育利用料：100 円/10 分】
休日保育	日曜日及び祝日（年末年始を除く）に、保護者全員が就労等で子どもの保育ができない場合に保育を行います。事前の利用登録が必要です。詳しくは、実施施設へお問い合わせください。休日保育事業の利用日の前後 1 週間以内の平日に、保育を利用しない日（代替休園日）を設けない場合は、休日保育利用料が発生します。 【休日保育利用料：2,000 円～3,000 円/日（年齢による）】 ■対 象：市内の保育所等に入所中の子ども及び加東市で保育認定を受けて市外の保育所等に入所中の子ども ■実施施設：加東みらいこども園・さくら保育園
病児・病後児保育	病気などで、保育所等での集団生活が困難なお子さんを一時的にお預かりします。事前の利用登録が必要です。詳しくは、こども教育課又は加東市病児病後児保育施設「かとっこ」へお問い合わせください。 【市内在住のお子さんの病児・病後児保育利用料：2,000 円/日】 ■対 象：病気やけがで保育所等での集団生活が困難な小学生以下の子ども ■実施場所：加東市病児病後児保育施設「かとっこ」 加東市家原 85 番地（加東市民病院東隣） 電話：0795-42-2415
一時預かり事業	【一般型一時預かり事業】保護者の就労や私的な都合により、一時的に保育が必要となる子どもが対象です。詳しくは、保育所等へお問い合わせの上、直接申し込んでください。 【一時預かり利用料：1,500 円～3,000 円/日（年齢・利用時間による）】 【幼稚園型一時預かり事業】認定こども園の教育利用の子どもが対象です。登園日に通常の利用時間を超えて一時的に保育を行います。利用時間、利用料等は施設によって異なります。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等の要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業になります。 令和 8 年度から開始する事業になり、詳細は後日、HP 等でお知らせします。 ■対 象：0 歳 6 か月～満 3 歳未満で保育所等に入所していない子ども ■実施施設：市内の保育所等で実施予定

（９）その他 注意事項

1 利用者負担額（保育料）について

保育料は、子どもの父母の市町村民税所得割額の合算で決定します。（ただし、父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合はその主宰者の税額も合算します。）

令和8年度保育料については、決定次第（4月初旬を予定）お知らせします。

2 ならし保育

新規入所する子どもについて、集団保育への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育のことを「ならし保育」といいます。ならし保育を行う期間やお迎えの時間等については、施設と相談しながら行っていくことになります。

入所日より前にならし保育をすることはできませんが、育児休業明けなどで入所される場合に限り、加東市では職場復帰日より最長1か月前からの入所が可能です。（保育料に日割り対応はなく、通常どおり発生します。）

ただし、4月入所希望の方は、1か月前（前年度3月）からの入所はできません。

3 保育時間に関する留意事項

保育所・認定こども園（保育利用）は、保護者が就労等のために家庭で保育することができない子どもを、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。認定に応じた利用時間帯の範囲内で、保護者の実際の就労や通勤等のため必要な保育時間について利用してください。

4 マイナンバー（個人番号）の記載について

教育・保育給付認定に係る手続きの際には、認定の対象となる子ども及び父母（保護者）のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。制度の趣旨をご理解いただき、必要書類を必ずご持参ください。

■マイナンバー（個人番号）の記載に係る必要書類

保護者本人が申請書等を提出する場合

◎認定の対象となる子ども及び保護者の番号確認書類

◎保護者の本人確認書類

代理人が申請書等を提出する場合

◎申請者の番号確認書類

◎代理人の本人確認書類

◎委任状 保護者以外（祖父母等）が申請に来られる場合必要です。

①写真入りマイナンバーカードがある場合は、「番号確認書類」と「本人確認書類」として使えます。

②マイナンバーカードがない場合は、以下の書類をご持参ください。

◎番号確認書類

マイナンバーの通知カード、マイナンバー記載の住民票の抄本等

◎本人確認書類（A書類1点またはB書類2点）

A書類 （写真入り）	運転免許証、パスポート、写真入りの住民基本台帳カード、身体障害者手帳など
B書類 （写真なし）	保険証（組合員証）、国民年金手帳、写真なしの住民基本台帳カードなど



幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から、総合的な少子化対策を推進する一環として、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、3歳児から5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施しています。

(1) 幼児教育・保育の無償化の対象

幼稚園・認可保育所・認定こども園等の保育料

- すべての3歳児～5歳児の保育料
- 住民税非課税世帯である0歳児～2歳児の保育料
- 幼稚園・認定こども園の教育利用の場合は、3歳になった日以降（満3歳児）の保育料
- 国立大学附属幼稚園の場合、施設等利用給付認定の手続きが必要

幼稚園・認定こども園（教育利用）の預かり保育利用料

⇒保育の必要性（施設等利用給付認定）が必要

- 3歳児～5歳児の預かり保育利用料は、月額11,300円まで
- 住民税非課税世帯である満3歳児の預かり保育料は、月額16,300円まで
※利用日数に応じて上限額は変動します。（1日あたりの上限は450円）
※住民税課税世帯である満3歳児の預かり保育利用料は、無償化の対象外

認可外保育施設等（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育施設・ファミサポ）の利用料

⇒保育の必要性（施設等利用給付認定）が必要

- 3歳児～5歳児の利用料は、月額37,000円まで
- 住民税非課税世帯である0歳児～2歳児の利用料は、月額42,000円まで
※認可保育所・認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

保育の必要性については2ページをご覧ください。

(2) 幼児教育・保育の無償化の範囲

（金額：月額上限額）

		認可保育所・ 認定こども園 (２・３号)等	認定こども園（１号）		幼稚園 (国立大学附属幼稚園含む)		認可外保育 施設等
			教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 (3歳になった後、最初の４月 から小学校入学までの３年間)		対象	対象	対象(※1) (11,300円)	対象 (25,700円) (附属幼稚園 8,700円)	対象(※1) (11,300円)	対象(※1) (37,000円)
満3歳児 (3歳になった 日から最初の３ 月31日までにあ る子ども)	課税世帯		対象	対象外	対象 (25,700円)	対象外	
	非課税世帯		対象	対象 (16,300円)	対象 (25,700円)	対象 (16,300円)	
0～2歳児	課税世帯	対象外					対象外
	非課税世帯	対象					対象(※1) (42,000円)

(※1) 無償化にあたり保育の必要性の認定が必要

（３）幼稚園・認可保育所・認定こども園の給食費について

３歳児～５歳児の給食費は、主食費・副食費どちらも保護者の実費負担ですが、副食費の免除制度が設けられています。市から免除対象者へ通知しますので、免除申請等の手続は不要です。

なお、０歳児～２歳児の主食費・副食費は、保育料に含まれます。

【副食費徴収免除の対象】

- ・年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ・第３子以降の子ども（※）
※教育利用：小学校３年生までの児童から数えて第３子以降
保育利用：就学前児童から数えて第３子以降

（４）施設等利用給付認定の申請手続きについて

認定を受けるためには、次の書類をこども教育課へ提出してください。

申請手続きの締切日は毎月２０日（休日の場合は翌開庁日）となっており、翌月初日から認定されます。

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ② 保育の必要性を証明する書類等（７ページ参照）

（５）国立大学附属幼稚園・預かり保育・認可外保育施設等の利用料について

認定を受けた子どもの利用料は一旦保護者で負担していただきます。その後、施設からの領収書等をもって、市へ請求をしていただきます。（償還払いの場合）

なお、法定代理受領（施設から市へ利用料の請求をすること）となっている施設については、上記の手続きは不要です。



入所に関してよくある質問

- Q1** きょうだいで認定を分けることはできますか。（例）上の5歳児は1号認定、下の1歳児は3号認定
- A できます。子どもごとに給付認定を行っていますので、同じ保護者の子どもの中で認定が異なることを可能としています。
- Q2** 認定こども園の教育利用での入所希望です。複数の施設に申し込む（併願する）ことは可能ですか。
- A 教育利用での申込みの併願はできません。1つの施設にだけ申し込んでください。なお、こども教育課では、施設の選考から外れた場合に他の施設へのあっせんや調整は行いません。
- Q3** 認定こども園の教育利用で入所が決定しましたが、保育利用の申込みはできますか。
- A できません。ただし、教育利用での入所選考で外れた場合は、保育利用の申込みをすることも可能です。その場合は「保育の必要性を証明する書類」等を添えてこども教育課で申込みをしてください。
- Q4** 3歳の誕生日を迎えてから認定こども園の教育利用での入所希望ですが、申込みはできますか。
- A できます。「満3歳児」として2歳児クラスへの入所となるため、施設の選考は、保育利用の調整が終わった後（2月中旬頃）になります。（原則2歳児の定員に空きがある場合のみ入所が可能です。）
- Q5** 申込み時点でまだ生まれていない子どもの申込みはできますか。
- A 可能です。5ページを参照してください。
- Q6** 出産して間もないため、申込み時点で育児休業を取得していることがわかる書類がありません。どうしたらよいですか。
- A 「育児休業取得（予定）証明書」を添付してください。こども教育課で配付しているほか、ホームページからダウンロードすることができます。なお、育児休業を取得していることがわかる書類（育児休業給付金支給決定通知書の写し等）が手元に届き次第、速やかに写しを提出してください。
- Q7** 利用調整結果（保育所等へ入所できるかどうか）は、いつ、どのようにわかりますか。
- A 受付終了後から、提出された書類を審査し利用調整を行っていきます。1次募集の結果は12月下旬から1月上旬ごろに入所承諾（内定）通知書または入所保留通知書をご自宅あてに郵送します。
- Q8** 入所後に転園することはできますか。
- A 原則として、保育所等に在籍したまま転園申請することはできません。里帰り出産期間中の上のおさんの転園を希望される場合は、こども教育課へご相談ください。転園される場合は、現在在籍している保育所等を一旦退所する扱いとなります。
- Q9** 現在、育児休業の認定を受けて入所していますが、翌年度の申込みをする際に、転園申請することができませんか。
- A 転園希望月が職場に復帰されるタイミングであれば転園申請は可能です。ただし、転園が決まった時点で現在在籍している保育所等を退所することになります。
- Q10** 認定の有効期間は何年ですか。またその間に認定基準に該当しなくなった場合はどうなりますか。
- A 1号認定は満3歳から小学校就学前までです。2号認定は満3歳の誕生日の前日から小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までを基本としますが、保育の必要性の認定事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定取消・退所となります。また、有効期間内でも、認定基準に該当していることの確認や、保育料算出の必要性を踏まえ、現況届を1年に1回提出していただきます。
- Q11** 年度の途中で誕生日を迎えて満3歳になります。認定を3号から2号に変えるための手続きは必要ですか。また保育料はどうなりますか。
- A 年度の途中で満3歳になり、認定が3号から2号に変わる際には、こども教育課が変更を行いますので改めて申請をする必要はありません。保育料については、その年度内において2歳児として算出された金額が適用され、クラス編成も年度を通して変わりません。

Q12 年度の途中に勤務形態が変わった場合、利用時間を保育短時間から保育標準時間に変更することはできますか。また、1号認定から2号認定に変更することはできますか。

A 就労の実態にあわせて保育時間を変更することができます。ただし、1号認定から2号認定への変更については、利用している施設の状況によっては引き続き入所できない場合があります。9ページを必ずお読みください。なお、認定変更の手続きは、原則として変更希望月の前月20日（休日の場合は翌開庁日）までに「教育・保育給付認定変更申請書」と就労証明書等を提出してください。

Q13 入所中に欠席した場合も保育料はかかりますか。病気等で長期間休んだ場合はどうですか。

A 保育所等に「休園」の制度はありません。退所の手続きをしない限り、長期間お休みをされている場合であっても、保育料は全額納付していただきます。

Q14 子どもに障害があっても入所できますか。食物アレルギーがあっても対応してもらえますか。

A 医療行為の必要が無く、集団の中で保育することができる子どもであれば入所可能です。食物アレルギーがある場合は、入所決定後に施設とご相談ください。ただし、特別な配慮が必要なお子さんについては、施設によって対応できる範囲が異なるため、事前に希望される施設に相談されることをおすすめします。除去食を実施する場合等、医師の診断書が必要な場合があります。

Q15 マイナンバーはどうして必要ですか。

A 子どものための教育・保育給付の認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）および世帯情報を閲覧させていただき、その情報に基づき利用者負担額を決定するために必要です。

オンライン申請に関してよくある質問

Q1 Graffer アカウントの登録はなぜ必要ですか。

A 申請内容に不備があった場合、こども教育課から申請の差戻しを行います。「アカウントを登録せずにメールで申請」から申請を行った場合は、当初の申請内容のデータが引き継ぎできず、全項目を新たにご入力いただくことになりますので、登録を推奨しています。

Q2 添付書類のアップロードができません。

A 添付書類は、ファイル(PDF、Excel、Word 等)又は鮮明な画像データ(JPG、JPEG、GIF、PNG 形式のもの。スマートフォンの写真でも可。)をアップロードしてください。
また、5MB 以下のサイズのを添付してください。

Q3 エラーメッセージが出て、申請を進めることができません。

A 必須項目が未入力の場合、エラーメッセージが表示されます。エラー内容を確認の上、必須項目の入力をお願いします。

Q4 「申請受け付けのお知らせ」メールが届きません。

A 申請が完了していない可能性があります。状況を確認しますので、こども教育課（43-0546）までご連絡をお願いします。

Q5 申請内容の確認はどのようにすればよいですか。

A 申請時に登録したメールアドレス宛に、「申請受け付けのお知らせ」メールが届きます。メール本文の URL をクリックすると、申請内容を確認することができます。

Q6 申請の差戻しがありました。どのように再度申請すればよいですか。

Graffer アカウントを利用して申請をされた方は、差戻しの際にお送りするメール内の URL をクリックしていただき、「この申請をもとに新規申請」から再度申請してください。
アカウントを利用されていない方は、申請データの引継ぎができませんので、再度一から申請をお願いします。

記入例

保育施設等の利用申込書

申請者（保護者）	フリガナ	カトウ ヒロシ	現住所	〒 673-1493	
	氏名	加東 ヒロシ		加東市杜50-1	
	本年1月1日時点の住所	☒ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名		
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名	京都市	
	連絡先	090-1234-5678			

同一世帯に属する保護者（配偶者等）	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の有無		☒ 有 ☐ 無	
	フリガナ	カトウ スミレ		現住所
	氏名	加東 すみれ		
	本年1月1日時点の住所	☒ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる		現住所と異なる場合の市区町村名
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる		現住所と異なる場合の市区町村名
	連絡先	090-8765-4321		京都市

利用を希望する児童の数		1		申し込む児童の数を記入してください				
1人目の利用希望児童								
フリガナ	カトウ モモコ		性別	□男 ☑女	生年月日	令和 3年 5月 8日	R8.4.1 時点の 年齢	4
氏名	加東 桃子							
2人目の利用希望児童								
フリガナ			性別	□男 □女	生年月日	令和 年 月 日	R8.4.1 時点の 年齢	
氏名								
3人目の利用希望児童								
フリガナ			性別	□男 □女	生年月日	令和 年 月 日	R8.4.1 時点の 年齢	
氏名								
利用希望保育施設								
第1希望 なかよし保育園		第2希望 ふたばこども園		第3希望 みどい保育園		第4希望		第5希望
第6希望		第7希望		第8希望		第9希望		第10希望
☒ 上記希望園に空きが出るまで待つ ☐ 【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい（事業所内保育事業・小規模保育施設を <u>除く</u> 、市区町村内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。） ☐ 【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい（事業所内保育事業・小規模保育施設を <u>含む</u> 、市区町村内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）								
入園を希望する期間	令和8 年 4 月 1 日				～	☒ 小学校就学前まで 年 月 月末まで		
利用を希望する時間	8 時 00 分				～	17 時 00 分		
延長保育の希望有無	☐ 希望する ☒ 希望しない							
入園・転園を希望する具体的な理由	両親ともに就労により、自宅での保育が困難なため							
第1希望園の理由	☒ 所在地が近い ☐ 兄弟姉妹が通っている ☐ 保育内容に魅力を感じた ☐ その他（)							

兄弟姉妹の状況					
当てはまるものを選択		☐ 兄弟姉妹が同時に申込をする			
		☐ すでに兄弟姉妹が保育所等に入園している			
		☐ 保育所等に入園していない小学校就学前児童がいる			
		☐ 上記のいずれにも当てはまらない			
兄弟姉妹が同時に申込をする場合					
兄弟姉妹の組み合わせ	1. 同時期同園のみ	☐ 同じ時期に同じ園のみ入園を希望する			
	2. 同時期別園	☐ 別々の園でも良いが、同じ時期でないと入園しない			
	3. 別時期同園のみ	☐ 別時期でも良いので同じ園のみ入園を希望する			
	4. 別時期別園	☐ 別時期でも別々の園でも希望する			
2. 同時期別園の場合 内定園の条件	同園優先	☐ 希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する			
	順位優先	☐ 希望順位が高い園に入園することを優先する（別々の園でも入園する）			
3. 別時期同園の場合 兄弟姉妹の優先について	優先児童あり	☐ 優先児童が入園できない場合は入園しない（優先児童名： ）			
	優先児童なし	☐ 一人でも入園できる児童から入園する			
4. 別時期別園の場合 入園できなかった兄弟姉妹の以降の利用調整について	同園優先	☐ 希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する			
	順位優先	☐ 希望順位が高い園に入園することを優先する（別々の園でも入園する）			
	優先児童あり	☐ 優先児童が入園できない場合は入園しない（優先児童名： ）			
	優先児童なし	☐ 一人でも入園できる児童から入園する			
	同園のみ	☐ 入園できなかった児童は、兄弟姉妹と同じ園のみ空き待ちをする			
	別園可	☐ 入園できなかった児童は、別園でもよいので空き待ちをする			
上記以外の希望条件					
すでに兄弟姉妹が保育所等に入園している場合（ ）人					
氏名		申請児童との続柄（※）		施設名	
氏名		申請児童との続柄（※）		施設名	
氏名		申請児童との続柄（※）		施設名	
備考					
保育所等に入園していない小学校就学前の児童がいる場合（ ）人					
氏名		申請児童との続柄（※）		生年月日	令和 年 月 日
現在の保育状況	申し込む児童以外に、保育所等に入園していない児童がいる場合は記入してください				
氏名		申請児童との続柄（※）		生年月日	令和 年 月 日
現在の保育状況					
氏名		申請児童との続柄（※）		生年月日	令和 年 月 日
現在の保育状況					
備考					

※申請児童が複数人いる場合は、1人目の申請児童との続柄になります。

家庭状況書

記入例

該当する「保育を必要とする事由」について、記入してください

保護者の状況	保護者の状況	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況
☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他	
就労	保護者の状況	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況
事業所名	ふたば商事	なかよし有限会社
勤務地住所	〒000-0000 加東市社0-0	〒000-0000 加東市社0-0
勤務地連絡先	0000-00-0000	0000-00-0000
勤務時間	勤務曜日 月○火○水○木○金・土・日 1週間あたりの勤務日数 5 日 (月～金) 8 時 00 分～ 17 時 00 分 (1日あたり 8 時間 00 分) (土日祝) 時 分～ 時 分 (1日あたり 時間 分)	勤務曜日 月○火○水○木○金・土・日 1週間あたりの勤務日数 4 日 (月～金) 9 時 00 分～ 16 時 00 分 (1日あたり 6 時間 00 分) (土日祝) 9 時 00 分～ 16 時 00 分 (1日あたり 6 時間 00 分)
通勤時間	自宅⇄職場（往復時間） 1 時間 10 分	自宅⇄職場（往復時間） 時間 40 分
通勤方法	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☒ バス ☐ 自動車 ☐ 電車 ☐ その他（ ）	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☒ バス ☐ 自動車 ☐ 電車 ☐ その他（ ）
休職中の場合	休職理由 ☐ 産前産後 ☐ 育休中 ☐ その他 ☐ その他を選択した場合 休職期間 年 月 日～ 年 月 日 希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許可できる ☐ はい ☐ いいえ	休職理由 ☐ 産前産後 ☐ 育休中 ☐ その他 ☐ その他を選択した場合 休職期間 年 月 日～ 年 月 日 希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許可できる ☐ はい ☐ いいえ
妊娠・出産	出産予定 年 月 日 産前産後 年 月 日 ”はい”を選択すると 保育の必要度の判定(利用調整)において 減算されます	
疾病・障害	保護者の状況	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況
疾病・障害名		
障害者手帳	手帳の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合手帳の種類 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金 等級	手帳の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合手帳の種類 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金 等級
状況	☐ 入院 ☐ 自宅療養・通所通院	☐ 入院 ☐ 自宅療養・通所通院
入院期間	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
通院頻度	月・週に（ ）回	月・週に（ ）回
病院施設名		
介護・看護	保護者の状況	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況
介護・看護を受ける人の氏名		
介護・看護を受ける人の生年月日	☐ T ☐ S ☐ H ☐ R 年 月 日	☐ T ☐ S ☐ H ☐ R 年 月 日
同居の有無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
介護・看護を受ける人の住所	〒	〒
疾病・障害名		
要介護・要支援認定	認定の有無 ☐ 有 ☐ 無 認定の対象 ☐ 要介護認定 ☐ 要支援認定 要支援度または要介護度	認定の有無 ☐ 有 ☐ 無 認定の対象 ☐ 要介護認定 ☐ 要支援認定 要支援度または要介護度
介護・看護内容	☐ 自宅介護 ☐ 通院付添 ☐ 入院付添 ☐ 施設通所付添 介護・看護の頻度 週 日 通所通院している場合の施設名	☐ 自宅介護 ☐ 通院付添 ☐ 入院付添 ☐ 施設通所付添 介護・看護の頻度 週 日 通所通院している場合の施設名
災害復旧	保護者の状況	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあっていますか ☐ はい ☐ いいえ	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあっていますか ☐ はい ☐ いいえ
求職活動	保護者の状況	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況
求職活動	求職活動中または起業準備中ですか ☐ 求職活動中 ☐ 起業準備中	求職活動中または起業準備中ですか ☐ 求職活動中 ☐ 起業準備中
就学	保護者の状況	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況
学校名		
所在地	〒	〒
学年	年制 年次 在学中	年制 年次 在学中
就学期間	年 月～ 年 月 (卒業見込)	年 月～ 年 月 (卒業見込)
通学日数	週 日 (1日平均 時間 分)	週 日 (1日平均 時間 分)
その他	保護者の状況	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況
その他の事由		

→裏面もご記入ください。

ひとり親世帯 ☐

ひとり親世帯の事由	☐ ①未婚 ☐ ②死亡 ☐ ③離婚 ☐ ④離婚調停中 ☐ ⑤行方不明 ☐ ⑥その他	その他の事由	事由発生日				
			年 月 日	調停の有無	☐ 有 ☐ 無	調停証明書の有無	☐ 有 ☐ 無

単身赴任 ☐

(☐ひとり親世帯、単身赴任のいずれにも当てはまらない)

赴任者	単身赴任をされている場合は記入してください		申請児童との続柄(※)		
赴任先	先の住所 〒				
赴任予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		赴任終了時期は決まっていますか： ☐ はい ☐ いいえ		

1人目の現在の児童の状況（児童氏名： 加東 桃子 ）						
保育状況	☐ 保育施設等に預けている ☒ 保護者が保育している ☐ 保護者以外の人					
保育施設に預けている場合	申込み時点の児童の状況について記入してください					施設の認可の有無 ☐ 有 ☐ 無
	利用の 定期/不定期	☐ 定期 ☐ 不定期	利用曜日	月・火・水・木・金・土・日		不定期で週に 日
	利用時間	時 分 ~ 時 分	委託料	☐ 月額 ☐ 日額	円	
保護者が保育している	保育者	☐ 申請者 ☒ 同一世帯に属する保護者（配偶者等）		保育場所	☒ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他（ ）	
保護者以外の人 が保育している	保育者	☐ 親族（続柄： ） ☐ 知人		親族・知人氏名		
その他の場合						

2人目の現在の児童の状況（児童氏名： ）						
保育状況	☐ 保育施設等に預けている ☐ 保護者が保育している ☐ 保護者以外の人					
保育施設に預けている場合	保育施設名				施設の認可の有無 ☐ 有 ☐ 無	
	利用の 定期/不定期	☐ 定期 ☐ 不定期	利用曜日	月・火・水・木・金・土・日		不定期で週に 日
	利用時間	時 分 ~ 時 分	委託料	☐ 月額 ☐ 日額	円	
保護者が保育している	保育者	☐ 申請者 ☐ 同一世帯に属する保護者（配偶者等）		保育場所	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他（ ）	
保護者以外の人 が保育している	保育者	☐ 親族（続柄： ） ☐ 知人		親族・知人氏名		
その他の場合						

3人目の現在の児童の状況（児童氏名： ）						
保育状況	☐ 保育施設等に預けている ☐ 保護者が保育している ☐ 保護者以外の人					
保育施設に預けている場合	保育施設名				施設の認可の有無 ☐ 有 ☐ 無	
	利用の 定期/不定期	☐ 定期 ☐ 不定期	利用曜日	月・火・水・木・金・土・日		不定期で週に 日
	利用時間	時 分 ~ 時 分	委託料	☐ 月額 ☐ 日額	円	
保護者が保育している	保育者	☐ 申請者 ☐ 同一世帯に属する保護者（配偶者等）		保育場所	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他（ ）	
保護者以外の人 が保育している	保育者	☐ 親族（続柄： ） ☐ 知人		親族・知人氏名		
その他の場合						

※申請児童が複数人いる場合は、1人目の申請児童との続柄となります。

【注意】就労の「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる」の欄で”はい”を選択すると保育の必要度の判定（利用調整）において減算されます。

※育児休業の証明書（育児休業給付金支給決定通知書の写し等）を提出していただくと、保育の必要度の判定（利用調整）において加点される場合があります。

児童状況書兼健康状況申告書（1 人目）

記入例

ガナ	カトウ モモコ	性別	☐ 男 ☒ 女
児童氏名	加東 桃子		
この書類は児童1人につき1部ずつ必要です		8日	年齢 4歳 5か月
保護者名	加東 ヒロシ	※記入日時点の年齢を記入してください。	

保育の状況	日中の保育状況	☐ 保育施設等に預けている ☒ 保護者が保育している ☐ 保護者以外の人が保護している ☐ その他()		預け先		
	前委託先の有無	☐ 有 ☐ 無		連絡先		
		預け先1				
	すでに保育所等(認可・認可外問わず)に入園している場合や、過去に入園していた場合は記入してください			月		
		住所	〒			
	受託期間	年	月	～	年	月

出生時の状況	生まれたときの状況	☐ 普通分娩 ☐ 帝王切開 ☐ 吸引 ☐ 早産 ☐ 仮死	
	妊娠週数	週	
	出生時身長・体重	cm	g
	出生時に何か異常はありましたか	☐ いいえ	☐ はい
	「はい」の場合 【病名等】		

健康状況	先天性の病気や慢性疾患及び発育・発達の相談等で、病院や施設 発達面、健康面で気になることや、特に注意することがある場合は、できるだけ詳細に記入してください	☐ はい
	「 (病院名、施設名： 通院状況：	)
	先天性の病気や慢性疾患による医療ケアがありますか	☐ いいえ ☐ はい
	「はい」の場合 【具体的な内容】 【保育施設で必要な対応】	
	障害者手帳等の交付を受けていますか	☐ いいえ ☐ はい
	「はい」の場合 種類： ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 等級(度)： ☐ 特別児童扶養手当	
	けいれんやひきつけの経験はありますか	☐ いいえ ☐ はい
	「はい」の場合 時期等の具体的な内容：	
	アレルギー疾患と診断されていますか	☐ いいえ ☐ はい
	「はい」の場合 アレルギーの種類：	

児童状況書兼健康状況申告書(1 人目)

発達 状 況	現在の身長・体重		cm・	kg
	心身、言語等の発達において気になることがありますか		☐ いいえ	☐ はい
	「はい」の場合 気になる内容：		気になることがある場合は詳しく内容を記入してください	
	首がすわった時期		☐ (か月頃)	☐ まだ
	寝返りをした時期		☐ (か月頃)	☐ まだ
	ひとり座りができるようになった時期		☐ (か月頃)	☐ まだ
	這いずりができるようになった時期		☐ (か月頃)	☐ まだ
	つかまり立ちができるようになった時期		☐ (か月頃)	☐ まだ
	歩き始めた時期		☐ (頃)	☐ まだ
	0歳児・1歳の児童			
	あやすと笑いますか		☐ はい	☐ いいえ
	見えない方向から声をかけてみるとそちらの方を見ようとしますか		☐ はい	☐ いいえ
	大人の言う簡単な言葉(おいで、ちょうだいなど)がわかりますか		☐ はい	☐ いいえ
	ママ・ブーブーなど意味のある言葉をいくつか話しますか		☐ はい	☐ いいえ
	スプーン(はし)を使って食べますか		☐ はい	☐ いいえ
	簡単な指示を理解できますか		☐ はい	☐ いいえ
	2歳以上の児童			
	名前を呼ばれたら返事しますか(呼ばれたことが分かり反応する)		☐ はい	☐ いいえ
	後追いをしますか(しましたか)		☐ はい	☐ いいえ
	意味のある単語(物の名称など)を話しますか		☐ はい	☐ いいえ
	話しかけられた人と目を合わせますか		☐ はい	☐ いいえ
	簡単な指示を理解できますか		☐ はい	☐ いいえ
	衣服の着脱ができますか		☐ はい	☐ いいえ
	おしっこをひとりでしますか		☐ はい	☐ いいえ
	危険な行為を、大人の表情や簡単な言葉かけでやめる事ができますか		☐ はい	☐ いいえ
	あいさつ・返事など生活や遊びに必要な言葉を使えますか		☐ はい	☐ いいえ
	ほかの子どもや周囲に関心を示しますか		☐ はい	☐ いいえ
	理由なく突然たいたり、かみついたり奇声をあげたりしますか		☐ いいえ	☐ はい
	生活に支障をきたす程、特定のことにこだわりますか(数字・図形・水遊び・食べ物・回るものなど)		☐ いいえ	☐ はい
	次のことを極端に嫌がりますか(人に触られる・大きな音など)		☐ いいえ	☐ はい
受診した健康診査		☐ 4 か月 ☐ 9 か月 ☐ 3 歳児 ※すべてに☑		
そのとき、何か指導はありましたか		受診した健康診断にチェックしてください		
その他、養育上心配なことや、入園後先生に伝えておきたいことがあれば記入してください。				

記入例

申請日

令和7年10月14日

教育・保育給付認定申請書

加東市長 様

情報閲覧の同意



保育の

必ずチェックをしてください

を閲覧することに同意します。

申請者 (保護者)	フリガナ	カトウ ヒロシ	個人番号	0000 0000 0000	生年月日	63年 6月 20日	☐ T ☒ S ☐ H ☐ R	申請する児童との続柄 (※)	父
	氏名	加東 ヒロシ							
	現住所	〒 673-1493 加東市杜50-1							
	本年1月1日時点の住所	☒ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる							
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる							
	連絡先	090-1234-5678							
連絡先区分	☒ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ 自宅 ☐ その他	障害者手帳等の有無	☐ 有 ☒ 無		障害に係る手当等の受給状況		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金		

同一世帯に 属する保護者 (配偶者等)	同一世帯に属する保護者(配偶者等)の有無		☒ 有 ☐ 無						
	フリガナ	カトウ スミレ	個人番号	0000 0000 0000	生年月日	63年 5月 25日	☐ T ☒ S ☐ H ☐ R	申請する児童との続柄 (※)	母
	氏名	加東 すみれ							
	現住所	☒ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる							
	本年1月1日時点の住所	☒ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる							
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる							
連絡先	090-8765-4321								
連絡先区分	☒ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ 自宅 ☐ その他	障害者手帳等の有無	☐ 有 ☒ 無		障害に係る手当等の受給状況		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金		

教育・保育給付認定を希望する児童	認定を希望する児童の数		1		認定を希望する児童の数を記入してください							
	フリガナ	カトウ モモコ	個人番号	0000 0000 0000	生年月日	令和 3年 5月 8日	性別	☐ 男 ☒ 女	認定区分	☐ 1号 ☒ 2号 ☐ 3号		
	氏名	加東 桃子										
	現住所	☒ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる										
	保育を希望する時間	☒ 標準時間(1日最大11時間) ☐ 短時間(1日最大8時間)		障害者手帳等の有無	☒ 有 ☐ 無		障害に係る手当等の受給状況		☒ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金			
	入所案内2ページを参照し、該当する区分にチェックをしてください											
	フリガナ			生年月日	令和 年 月 日	性別	☐ 男 ☐ 女	認定区分	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号			
	認定を希望する児童が2人以上の場合は、2人目以降の児童についても記入してください											
	氏名			個人番号			生年月日	令和 年 月 日	性別	☐ 男 ☐ 女	認定区分	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号
	現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる										
	保育を希望する時間	☐ 標準時間(1日最大11時間) ☐ 短時間(1日最大8時間)		障害者手帳等の有無	☐ 有 ☐ 無		障害に係る手当等の受給状況		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金			

※ 申請児童が複数人いる場合は、1人目の申請児童との続柄となります。

申請する児童の世帯員構成（認定希望の児童及び保護者・配偶者は除く）	世帯構成員の数	3	世帯構成員の数を記入してください							
	フリガナ	氏名	申請する児童との続柄（※）	個人番号	生年月日	勤務先又は学校名	同居別居の別	居住地の市区町村	障害者手帳等の有無	障害に係る手当等の受給状況
	1	カトウ サキコ 加東 咲子	姉		☐ T ☐ S ☒ H ☐ R 21日	加東小学校	☒ 同居 ☐ 別居	☒ 加東市 ☐ 加東市外	☐ 有 ☒ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
	2	カトウ トモミツ 加東 友蔵	祖父		☐ T ☐ S ☐ H ☐ R 35年10月3日	農業	☒ 同居 ☐ 別居	☒ 加東市 ☐ 加東市外	☐ 有 ☒ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
	3	カトウ コタケ 加東 こたけ	祖母		☐ T ☒ S ☐ H ☐ R 35年4月4日		☒ 同居 ☐ 別居	☒ 加東市 ☐ 加東市外	☐ 有 ☒ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
	4				☐ T ☐ S ☐ H ☐ R 年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居	☐ 加東市 ☐ 加東市外	☐ 有 ☐ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
	5				☐ T ☐ S ☐ H ☐ R 年 月 日		☐ 同居 ☐ 別居	☐ 加東市 ☐ 加東市外	☐ 有 ☐ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金

保育を必要とする事由	申請者の状況		同一世帯に属する保護者（配偶者等）の状況			
	☒ ①就労 ☐ ②妊娠・出産 ☐ ③疾病・障害 ☐ ④介護・看護 ☐ ⑤災害復旧 ☐ ⑥求職活動 ☐ ⑦就学 ☐ ⑧その他		☒ ①就労 ☐ ②妊娠・出産 ☐ ③疾病・障害 ☐ ④介護・看護 ☐ ⑤災害復旧 ☐ ⑥求職活動 ☐ ⑦就学 ☐ ⑧その他			
①就労、⑦就学の場合	該当する「保育を必要とする事由」について、記入してください ※手段が複数ある場合は全てにチェック		⑧その他の場合			
	通勤（通学）手段/時間 ☐ 徒歩 ☒ 自動車 ☐ 電車		☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☐ バス ☒ 自動車 ☐ 電車			
	約 1 時間 10 分（往復時間で記入）		約 時間 40 分（往復時間で記入）			
②妊娠・出産の場合	出産予定年月日	年 月 日				
	産前産後休業期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
保育の必要性の状況が④～⑥及び⑧の場合の具体的な状況	該当する場合はできるだけ詳細に記入してください					
家庭状況	☐ ひとり親	☐ ①未婚 ☐ ②死亡 ☐ ③離婚 ☐ ④離婚調停中 ☐ ⑤行方不明 ☐ ⑥その他	事由発生日	年 月 日	⑥その他の場合	
生活保護の適用の有無	☐ 有 ☒ 無					

※ 申請児童が複数人いる場合は、1人目の申請児童との続柄となります。

記入例

保育施設等の利用に係る現況届

子ども・子育て支援法第22条または第30条の7の規定に基づき、保育施設（事業）の利用に係る世帯状況等について、次のとおり届け出ます。

入所児童	フリガナ		生年月日	R8.4.1 時点	障害者手帳又は 療育手帳の有無	利用施設名
	氏名					
	①	カウ モモコ 加東 桃子	令和 3年5月8日	4 歳児	☒ 有 ☐ 無	なかよし保育園 継続利用希望→ ☒ 有 ☐ 無（別途申込が必要）
	②	継続利用児童が2人以上いる場合は、2人目以降の児童についても記入してください		令和 年 月 日	☐ 有 ☐ 無	
③			年 月 日			

・継続して利用を希望する場合→「有」にチェック
 ・転園を希望する場合→「無」にチェックし、別途「保育施設等の利用申込書」等を提出してください

認定保護者	フリガナ	入所児童との続柄	連絡先	住所	前回提出時からの世帯状況の変更の有無
	氏名				
	カウ ヒロシ 加東 ヒロシ	父	☎ 090-1234-5678	〒 673-1493 加東市	☐ ①単身 ☐ ②結婚・離婚 ☐ ③転居・退居 ☐ ④その他
同一世帯に属する	カウ スミレ	母	☎ 090-8765-4321	〒 673-1493 加東市	

生活保護を受けている方
 母子・父子家庭の方
 同一世帯に障害者がいる方は
 必要書類を提出してください。（※7ページ参照）

昨年度に申し込んだ時点からの世帯状況について、該当するものにチェックをしてください

児童の世帯構成員 （入所児童及び保護者を除く）	フリガナ	続柄	生年月日	勤務先等	障害者手帳等の有無	前回提出時からの世帯状況の変更の有無	変更がある場合
	氏名						
	カウ サキコ 加東 咲子	姉	□T□S□H□R 28年3月21日	加東小学校	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	
	カウ トモユウ 加東 友蔵	祖父	□T□S□H□R 35年10月3日	農業	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	
	カウ コタケ 加東 こたけ	祖母	□T□S□H□R 35年4月4日		☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	
			□T□S□H□R 年 月 日		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	
			□T□S□H□R 年 月 日		☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	

保育の必要性	認定保護者の状況		同一世帯に属する保護者の状況	
	☒ ①就労 ☐ ②就学 ☐ ③妊娠・出産 ☐ ④疾病 ☐ ⑤障害 ☐ ⑥介護・看護 ☐ ⑦求職活動 ☐ ⑧災害復旧 ☐ ⑨育児休業 ☐ ⑩その他		☒ ①就労 ☐ ②就学 ☐ ③妊娠・出産 ☐ ④疾病 ☐ ⑤障害 ☐ ⑥介護・看護 ☐ ⑦求職活動 ☐ ⑧災害復旧 ☐ ⑨育児休業 ☐ ⑩その他	
該当する「保育を必要とする事由」について、記入してください		⑩その他の場合		
保育を希望する時間（最長11時間） ☐ ①長時間（最長11時間） ☐ ②短時間（最長8時間）				
①就労、②就学の場合	通勤（通学）手段/時間 ※手段が複数ある場合は全てにチェック	☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☒ バス・自動車 ☐ 電車		☐ 徒歩 ☐ 自転車 ☒ バス・自動車 ☐ 電車
		☐ その他（ ）		☐ その他（ ）
③妊娠・出産の場合	出産予定年月日	年 月 日		
④疾病、⑤障害の場合	障害者手帳の有無	☐ 有 ☐ 無		
⑨育児休業の場合	育児休業取得期間	年 月 日～ 年 月 日		
「保育の必要性」の状況が⑥～⑩の場合の具体的な状況	該当する場合はできるだけ詳細に記入してください			
家庭状況	ひとり親家庭	☐ ①未婚 ☐ ②死亡 ☐ ③離婚 ☐ ④離婚調停中 ☐ ⑤行方不明 ☐ ⑥その他		（事由発生日 年 月 日）
生活保護の適用の有無	☐ 有 ☒ 無			
情報閲覧の同意	☒ 保育の利用状況を閲覧することに同意します			

必ずチェックをしてください

就労証明書

加東市長

宛

記入例

証明日 西暦 2025 年 10 月 14 日

事業所名 ふたば商事

代表者名 代表取締役 □□ □□

所在地 加東市社0-0

電話番号 0000 — 0 — 0000

担当者名 ■■ ■■

記載者連絡先 0000 — 0 — 0000

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																							
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																							
2	フリガナ 本人氏名	カトウ ヒロシ 加東 ヒロシ 生年月日 年 月 日																																																																							
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2025 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日																																																																							
4	本人就労先事業所	名称 ふたば商事 住所 加東市社0-0 有期雇用の場合は、雇用終了日を記載してください。																																																																							
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☒ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																							
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>180</td><td>時間</td><td>0</td><td>分 (うち休憩時間 1200 分)</td> </tr> <tr> <td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td>月間</td><td></td><td>日</td><td>一週当たりの就労日数</td><td>週間</td><td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="14">平日 8 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 ### 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="14">土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td colspan="14">日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	180	時間	0	分 (うち休憩時間 1200 分)	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐		月間		日	一週当たりの就労日数	週間	日	平日 8 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 ### 分)														土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)														日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)													
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	180	時間	0	分 (うち休憩時間 1200 分)																																																												
☒	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐		月間		日	一週当たりの就労日数	週間	日																																																											
平日 8 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 ### 分)																																																																									
土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																									
日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																									
	就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>合計時間</td><td>☐ 月間 ☐ 週間</td><td>時間</td><td>分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td>就労日数</td><td>☐ 月間 ☐ 週間</td><td>日</td><td></td> </tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td colspan="3">時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間	分 (うち休憩時間 分)	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日		主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																													
合計時間	☐ 月間 ☐ 週間	時間	分 (うち休憩時間 分)																																																																						
就労日数	☐ 月間 ☐ 週間	日																																																																							
主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																								
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table border="1"> <tr> <td>年月</td><td>2025 年 7 月</td><td>年月</td><td>2025 年 8 月</td><td>年月</td><td>2025 年 9 月</td> </tr> <tr> <td>20 日/月</td><td>180 時間/月</td><td>22 日/月</td><td>198 時間/月</td><td>20 日/月</td><td>180 時間/月</td> </tr> </table>	年月	2025 年 7 月	年月	2025 年 8 月	年月	2025 年 9 月	20 日/月	180 時間/月	22 日/月	198 時間/月	20 日/月	180 時間/月																																																											
年月	2025 年 7 月	年月	2025 年 8 月	年月	2025 年 9 月																																																																				
20 日/月	180 時間/月	22 日/月	198 時間/月	20 日/月	180 時間/月																																																																				
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																							
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 No.8~17は、該当する場合、記載してください。																																																																							
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他 期間 2025 年 7 月 28 日 ~ 2026 年 5 月 31 日																																																																							
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2026 年 6 月 1 日																																																																							
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2026 年 6 月 1 日 ~ 2026 年 11 月 31 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 45 分)																																																																							
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無																																																																							
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定 No.3 雇用(予定)期間等において、有期雇用の場合は、必ず更新の有無をチェックしてください。																																																																							
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																							
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否 いずれにチェックしていただいても入所調整に影響はありません。																																																																							
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																							
18	備考欄																																																																								
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td>加東 桃子</td><td>2020 年 5 月 8 日</td><td>なかよし保育園</td> </tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)	加東 桃子	2020 年 5 月 8 日	なかよし保育園	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日																																																			
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望)																																																																						
加東 桃子	2020 年 5 月 8 日	なかよし保育園																																																																							
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																						
	年 月 日																																																																								
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																						
	年 月 日																																																																								

※勤務内容や勤務時間について、事業所等に確認させていただくことがありますのでご了承ください。

記入例	、介護・看護、就学等用		児童との続柄	母
	望)	なかよし保育園 ☐ 入所中 ☒ 申込中	児童氏名	加東 桃子
施設名(第1希望)	☐ 入所中 ☐ 申込中		児童氏名	

申 立 書

令和7年 10月 14日

加東市長 様

住 所 加東市杜50-1

保護者氏名 加東 すみれ

下記の事項について、申し立てます。

☐ 保護者が疾病・障害である場合（診断書、身体障害者手帳の写し等を添付してください。）

次のとおり疾病、障害であるため、保育を必要とします。

疾病名・障害名等	
入院・通院状況（期間等）	
入院・通院先	
日中の身体等の状態	

☐ 親族の介護・看護をしている場合（親族の診断書、身体障害者手帳の写し等を添付してください。）

次のとおり親族の介護・看護をしているため、保育を必要とします。

介護・看護の相手	(保護者との続柄：)
介護・看護の場所	☐ 保護者の居宅内 ☐ 保護者の居宅外 ()
介護・看護の頻度	週 ・ 月 に 日 (週 ・ 月 に 時間)
介護・看護の内容	

☐ 就学の場合（在学証明書、学生証の写し等を添付してください。）

次のとおり就学しているため、保育を必要とします。

就学先・場所	
就学状況	

☒ 妊娠・出産（母子健康手帳（記名のある表紙と出産予定日が記載されているページ）の写しを添付してください。）

次のとおり妊娠又は出産により、保育を必要とします。

出産予定日 (令和8年 4月 15日)

☐ その他

--

事実に相違した場合は、認定こども園・保育所等に入所できなくなる場合があります。

記入例	型)	なかよし保育園	☐ 入所中 ☒ 申込中	児童氏名	児童との続柄	母
	施設名(第1希望)		☐ 入所中 ☐ 申込中	児童氏名	加東 桃子	

求職活動状況申告書

令和7年 10月 14日

加東市長 様

住 所 加東市社50-1

保護者氏名 加東 すみれ

私の求職活動状況について、次のとおり申告します。
 認定こども園、保育所入所から3か月以内に就職し、就労証明書を提出します。
入所後、3か月以内に提出できない場合は、施設利用を取り消されても異議はありません。

- ☐ 採用試験を受けて、結果を待っている。
 結果がわかるのは、 年 月 日
- ☐ 採用試験を受けたが、不合格だった。
- ☐ ハローワークで行っている。
 ・求人票の写し ☐ 有 ☐ 無 ・頻度 週 ・月 に 回
- ☐ 自宅において、求人誌・インターネット等により行っている。
- ☐ 起業準備をしている。
- ☒ 入所後、本格的に就労先を探す。
- ☐ 現在の勤務先を退職後、新たな就労先を探す。

求職活動や起業準備を行った場合は、活動内容を記入してください。

月日	会社名・場所	結果・状況等

※求職活動中であるとわかる書類を添付してください。

記入例

出生前申込

入所年度 令和8年度

申請日 令和7年 10月 20日

保育施設等の利用申込書（出生前用）

情報閲覧の同意 ☒ 必ずチェックをしてください。 保育施設等に関する申請・届出等に関する情報等を閲覧することに同意します

申請者（保護者）	フリガナ	カトウ ヒロシ	現住所	〒673-1493 加東市杜50-1	
	氏名	加東 ヒロシ	障害者手帳等の有無	☐ 有 ☒ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
	生年月日	☒ 昭和 ☐ 平成 63年 6月 20日	現住所と異なる場合の市区町村名		
	本年1月1日時点の住所	☒ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名	京都市	
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名	京都市	
	連絡先	090-1234-5678			

同一世帯に属する保護者（配偶者等）	同一世帯に属する保護者（配偶者等）の有無	☒ 有 ☐ 無	現住所	〒673-1493 加東市杜50-1	
	フリガナ	カトウ スミレ	障害者手帳等の有無	☐ 有 ☒ 無	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ 障害年金
	氏名	加東 すみれ	現住所と異なる場合の市区町村名		
	生年月日	☒ 昭和 ☐ 平成 63年 5月 25日	現住所と異なる場合の市区町村名	京都市	
	本年1月1日時点の住所	☒ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名	京都市	
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☒ 現住所と異なる	現住所と異なる場合の市区町村名	京都市	
連絡先	090-8765-4321				

利用を希望する児童				
出生予定日	令和 7 年 12 月 25 日 ※母子手帳の写しを添付してください。		第 3 子	
利用希望保育施設				
第1希望 なかよし保育園	第2希望 ふたばこども園	第3希望 みどい保育園	第4希望	第5希望
第6希望	第7希望	第8希望	第9希望	第10希望
☒ 上記希望園に空きが出るまで待つ ☐ 【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい （事業所内保育事業・小規模保育施設を除く、市区町村内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。） ☐ 【全園希望】入園できれば上記希望以外でもよい （事業所内保育事業・小規模保育施設を含む、市区町村内の認可保育園、こども園、幼保一体施設の全てを希望する。）				
入園を希望する期間	令和8年 12 月 1 日	～	☒ 小学校就学前まで 年 月末まで	
利用を希望する時間	8 時 00 分	～	17 時 00 分	
延長保育の希望有無	☐ 希望する ☒ 希望しない			
入園・転園を希望する具体的な理由	両親ともに就労により、自宅での保育が困難なため			
第1希望園の理由	☒ 所在地が近い ☒ 兄弟姉妹が通っている ☐ 保育内容に魅力を感じた ☐ 勤務先が近い ☐ その他（ ）			

兄弟姉妹の状況		
当てはまるものを選択	☐ 兄弟姉妹が同時に申込をする（別途申込が必要）	
	☒ すでに兄弟姉妹が保育所等に入園している（別途申込が必要）	
	☐ 保育所等に入園していない小学校就学前児童がいる	
	☐ 上記のいずれにも当てはまらない	
兄弟姉妹が同時に申込をする場合		
兄弟姉妹の組み合わせ	1. 同時期同園のみ	☐ 同じ時期に同じ園のみ入園を希望する
	2. 同時期別園	☐ 別々の園でも良いが、同じ時期でないと入園しない
	3. 別時期同園のみ	☐ 別時期でも良いので同じ園のみ入園を希望する
	4. 別時期別園	☐ 別時期でも別々の園でも希望する
2. 同時期別園の場合 内定園の条件	同園優先	☐ 希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する
	順位優先	☐ 希望順位が高い園に入園することを優先する（別々の園でも入園する）
3. 別時期同園の場合 兄弟姉妹の 優先について	優先児童あり	☐ 優先児童が入園できない場合は入園しない（優先児童名： ）
	優先児童なし	☐ 一人でも入園できる児童から入園する
4. 別時期別園の場合 入園できなかった兄 姉姉妹の以降の利用 調整について	同園優先	☐ 希望順位が低い園でも、全員が同じ園に入園できることを優先する
	順位優先	☐ 希望順位が高い園に入園することを優先する（別々の園でも入園する）
	優先児童あり	☐ 優先児童が入園できない場合は入園しない（優先児童名： ）
	優先児童なし	☐ 一人でも入園できる児童から入園する
	同園のみ	☐ 入園できなかった児童は、兄弟姉妹と同じ園のみ空き待ちをする
	別園可	☐ 入園できなかった児童は、別園でもよいので空き待ちをする
上記以外の希望条件		

申請する児童の 世帯員構成 (利用申込みをする 児童及び保護 者・配偶者は除 く)	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	勤務先又は学校名
		カトウ サキコ 加東 咲子	姉	☐ T ☐ S ☒ H ☐ R 28年3月21日
カトウ モモコ 加東 桃子		姉		☐ T ☐ S ☐ H ☒ R 2年5月8日
カトウ トモソウ 加東 友蔵			祖父	☐ T ☒ S ☐ H ☐ R 35年10月3日
カトウ コタケ 加東 こたけ		祖母		☐ T ☒ S ☐ H ☐ R 35年4月4日
				☐ T ☐ S ☐ H ☐ R 年 月 日

参 考 令和7年度利用者負担額（保育料）表

（令和8年度保育料については、決定次第お知らせします。）

市町村民税の年度切替に伴い、毎年9月に保育料を見直します。

保 育 料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	令和6年度市町村民税額で算定					令和7年度市町村民税額で算定						

保育料の納入先 施設の種類によって、次のとおり分かります。

- 私立の保育所及び加東市立こども園・保育所 → 加東市
- 私立の認定こども園 → 認定こども園
- 市外の公立保育所・公立認定こども園 → 保育所等が所在する市町村

3号認定（0～2歳児）

各月初日の教育・保育給付認定保護者又は教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		多子算定【注2】
階層区分	定 義	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は里親である支給認定保護者	0円	0円	—
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	年齢制限なし
第3階層	第1階層を除き、市町村民税額が右の区分に該当する世帯	48,600円未満	16,000円	
第4階層	ただし、 ①住宅借入金等特別控除	48,600円以上57,700円未満	24,000円	
第5階層	②配当控除	57,700円以上97,000円未満	24,000円	0歳～5歳 在籍児童
第6階層	③配当割額控除	97,000円以上137,000円未満	33,000円	
第7階層	④株式等譲渡所得割額控除	137,000円以上169,000円未満	38,000円	
第8階層	⑤寄付金控除（ふるさと納税等）	169,000円以上216,000円未満	45,000円	
第9階層	⑥外国税額控除	216,000円以上301,000円未満	52,000円	
第10階層	は、適用されませんので、通常の市町村民税所得割額に加えて計算します。	301,000円以上397,000円未満	64,000円	
第11階層		397,000円以上	70,000円	

【注1】年齢区分は年度の初日の前日（3月31日現在）の満年齢で決定（入所日以降に誕生日を迎えても変更にはなりません。）

【注2】多子軽減について

同一世帯に子どもが2人以上いる場合は、階層区分ごとに次の算定方法により、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、保育料は次のとおり算定します。

第1子…基準額（全額） 第2子…基準額の半額 第3子以降…無料

□は保育料無料（幼児教育・保育の無償化）

① 第2階層～第4階層 →（生計を同一にしている）子どもの年齢に制限なく算定

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
(例) 保育料			第3子入園中 無料		第2子入園中 半額の判定 (無料)			第1子	

※寄宿舎に入っている場合など、住所が異なる兄弟がいる場合は、その子どもの住民票及び学生証等の写しを持参して申し出てください。

② 第5階層～第11階層 → 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援もしくは地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用している就学前児童の中で算定します。

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
(例) 保育料			第3子入園中 第2子半額		第2子入園中 第1子全額の判定 (無料)			第1子	

就学前児童の中で第1子、第2子…と数える

ひとり親世帯・在宅障害者がいる世帯の減免について

入所児童の属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,100円以下で、次の①～⑤いずれかに該当するとき（以下「ひとり親世帯等」という。）は、以下の表を適用します。

- ① 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及び父子家庭の世帯
- ② 同じ世帯に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいるとき
- ③ 同じ世帯に特別児童扶養手当支給対象児がいるとき
- ④ 同じ世帯に国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者がいるとき
- ⑤ 申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

※該当する場合は、それを証明できる書類（障害者手帳など）の写しを持参して申し出てください。

階層区分	定 義	利用者負担額（月額）		多子算定【注4】
		標準時間	短時間	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	7,500円	7,400円	年齢制限
第4階層	“ 48,600円以上77,100円以下	7,500円	7,400円	なし

【注3】年齢区分は年度の初日の前日（3月31日現在）の満年齢で決定（入所日以降に誕生日を迎えても変更にはなりません。）

【注4】多子軽減について

同一世帯に子どもが2人以上いる場合は、（生計を同一にしている）子どもの年齢に制限なく算定します。最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子…と数え、保育料は次のとおりです。

第1子…基準額（全額） 第2子以降…無料
□は保育料無料（幼児教育・保育の無償化）

年 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生～
(例) 保育料			第2子入園中 無料					第1子	

1号・2号認定（満3～5歳児）の副食費の免除について

幼児教育・保育の無償化にあたり、保護者の負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられています。市から免除対象者へ通知しますので、免除申請等の手続は不要です。

1号認定（満3～5歳児）		右記以外の世帯			ひとり親世帯等		
階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
2	市町村民税非課税世帯・所得割非課税世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	“ 77,101円以上			免除			免除

2号認定（3～5歳児）		右記以外の世帯			ひとり親世帯等		
階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
2	市町村民税非課税世帯	免除	免除	免除	免除	免除	免除
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	“ 57,700円未満	免除	免除	免除	免除	免除	免除
4	（ひとり親世帯等のみ） “ 77,100円以下	免除	免除	免除	免除	免除	免除
5	“ 57,700円以上			免除			免除

【注5】「第3子以降」の数え方

保育料算定の際に算出される市町村民税所得割課税額が、1号認定では77,101円以上の場合、は小学3年生までの子の中で数え、2号認定では57,700円以上（ひとり親世帯等は77,101円以上）の場合は、小学校就学前の子（【注2】参照）の中で数えます。